

木更津市国民保護計画の改訂について

1 これまでの経緯

- (1) 第 1 回国民保護協議会（8 月 28 日開催）にて改訂概要を説明
- (2) 国民保護協議会委員へ意見照会→意見 1 件 ※「2 意見照会結果」
のとおり
- (3) 意見公募（パブリックコメント）の実施→意見 0 件

2 意見照会等結果

	各委員への意見照会	意見公募
実施期間	令和元年 9 月 5 日（木） ～ 9 月 25 日（水）	令和元年 10 月 15 日（火） ～ 11 月 13 日（水）
結 果	1 件（木更津海上保安署）	0 件

【意見内容】

P 7 3 物資班走路の確保について

「ウ」として海上交通路の確保の文言を追加するのはいかがか。武力攻撃だけではなく、震災や台風、水害などで、道路が寸断された場合でも、岸壁が使用できる状況であれば、巡視船、自衛艦、民間船舶などで、大量の物資や水、状況によって自動車運搬船を使えば、車両まで運搬が可能である。

【本文への反映】

旧	新
(3) 救援の内容【法第 76 条、令第 9 条】 ②食糧品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与 ・物資搬送路の確保 (新規)	(3) 救援の内容【法第 76 条、令第 9 条】 ②食糧品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与 ・物資搬送路の確保 <u>ウ 海上搬送路の確保</u> <u>市は、海上を活用した物資の搬送について、海上保安署と調整を行う。</u>

3 今後のスケジュール

千葉県へ本協議を行い、12 月議会にて改訂の報告を行う。